

国勢調査を実施します

東日本大震災後の初めての国勢調査です

国勢調査は、日本に住んでいる全ての世帯の皆さんが調査対象で、人口・世帯の構造を明らかにする調査です。

調査の結果は、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの日々の暮らしに役立てられています。

9月10日(土)～20日(日)までの間にインターネットで回答ができます。

インターネット回答ができなかった世帯に、9月21日(火)から、調査員が訪問し調査票を配布します。

ご記入いただいた調査票は、調査書類収納封筒に入れて調査員に手渡しいただくか、郵送提出用封筒に入れて郵送してください。

ご理解ご協力をお願いします。



問い合わせ先

総合政策課 ☎(40)55550

介護保険からのお知らせ

■負担限度額認定申請

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設(老人保健施設)・介護療養型医療施設(療養病床等)・短期入所生活介護(ショートステイ)をご利用の方が対象です。

世帯非課税で預貯金等が1千万円以下(夫婦は2千万円以下)の方は、申請により食費と居住費が減額になります。介護保険法が改正され今年度より要件が変更になりましたのでご注意ください。

申請月の1日から適用になりますので、該当の方は早めに申請してください。

■介護保険負担割合証の交付について

平成27年度の介護保険法改正により8月1日から介護保険サービス利用者負担割合の見直しが行われます。

利用者負担については、これまで所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、8月1日から65歳以上の方(第1号被保険者)のうち、平成26年中にお

いて一定以上の所得がある方(※)にはサービス費の2割をご負担いただくこととなります。40歳から65歳未満の方(第2号被保険者)は、1割負担となります。有効期間は毎年8月1日から翌年7月31日までです。要介護・要支援認定を受けている方には負担割合(1割または2割)が記載された介護保険負担割合証を郵送します。

また、介護保険サービスを利用する際は介護保険被保険者証とともに、この証をサービス事業者や施設にご提示ください。

※一定以上の所得がある方とは、平成26年中において本人の合計所得金額が160万円以上で、なおかつ同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身280万円以上の方、2人以上世帯346万円以上の方です。

問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(40)11115

8月1日より国保高齢受給者証が新しくなります

70歳から74歳の国民健康保険被保険者の方へ、8月1日より利用できる高齢受給者証を7月下旬に送付しました。病院等を受診する際は、国民健康保険被保険者証(保険証)と一緒に提示してください。

なお、新しい高齢受給者証は、26年中の所得状況により一部負担金の割合が決定されています。

平成27年7月31日有効期限の高齢受給者証は、各庁舎市民課窓口へご返却いただくか、**ご自身で破棄をお願いします。**

■高齢受給者証の適用時期

1日生まれの方は70歳になる誕生月の1日から、2日以降生まれの方は70歳になる誕生月の翌月1日から、受給者証を適用月の前月末までにご自宅へ郵送します。

■高齢受給者証の有効期限

平成28年7月31日
ただし、75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日。

問い合わせ先

市民課 ☎(40)55556

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担減額認定証の更新時期です!

認定証の有効期限は7月31日です。8月1日以降も認定証が必要ときは申請が必要です。

医療費が高額になるとき限度額認定証を提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

住民税課税世帯の方は「限度額適用認定申請」、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担減額認定申請」となります。

※限度額適用申請は、国民健康保険税の未納がない方が対象となります。

また、(食事療養費)標準負担額減額認定申請は、資格証明書を除く住民税非課税世帯の方が対象となります。

※70歳以上の方は限度額適用認定証は発行されません。

ただし、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定申請」をすることができません。

■申請開始 8月1日から

問い合わせ先

市民課 ☎(40)55556